

決済と送金をめぐる概況と一考察

弁護士 堀 天子

情報処理技術の進展を背景に、日本においても様々な事業者が参入して種々の決済サービスを提供している。これに対し、従来より銀行のみが行うことが認められてきた為替取引は、2010年の資金決済に関する法律（以下「資金決済法」という）の施行より、資金移動業者にも解禁されたが、銀行や資金移動業者のみが為替取引（送金サービス）を提供することが可能とされている。為替取引の定義は、平成13年3月12日最高裁決定によって判示されているが、いかなる決済サービスが為替取引に該当し、規制の対象となるのかについては、曖昧な点が多く、実務上の課題となっている。本報告においては、近年の資金決済法の改正を踏まえつつ、為替取引の概念を再度整理するとともに、決済と送金をめぐる法律上の諸問題を検討する。

決済サービスや送金サービスの概況としては、事業者間での決済・送金、事業者が消費者に対して支払う手段としての決済・送金、消費者が事業者に対して支払う手段としての決済・送金、消費者間での決済・送金といった場面ごとに、例えば、銀行振込や口座振替、資金移動業者が提供する送金サービス、振込代行サービス、収納代行サービス、クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QR決済、プリペイドカード、代金引換サービス、キャリア決済、後払いサービス、送金小切手、定額小為替、エスクローサービスなどが利用されている。また、新しいものとして、暗号資産やステーブルコインが決済や送金に用いられる場合がある。

規制法上の定義としては、銀行法や資金決済法において「為替取引」が規制対象とされるほか、資金決済法では「前払式支払手段」、「電子決済手段」、「暗号資産」といった支払手段が定義されている。こうした定義は、私法上の法的性質のいかんを問わず規定されており、機能的にみて、当該定義に該当するものが規制対象となるというアプローチが採用されている。

本報告においては、為替取引に関する一考察として以下の3点について検討を行う。

まず、第一に、為替取引と決済との関係について検討する。上記で述べた各種決済サービスは、いずれも資金をもって当事者間の債権債務関係を解消するものであり、当該決済サービスの提供者が資金を移動しているが、すべての決済サービスが為替取引と整理されているわけではない。いかなる決済サービスが為替取引に該当するかについては、平成13年3月12日最高裁決定における定義との関係で検討されるが、為替取引の外で営まれている決済サービスも少なくない。本報告では、為替取引と決済の相互関係を改めて検討するほか、債権債務関係が存在する有因取引を決済として、無因の資金移動（為替取引）と区別する考

え方の妥当性や、前払いと即時払いと後払いとで適用法令が変わる考え方の妥当性についても検討を行う。

第二に、為替取引と支払手段の発行との関係を整理する。「為替取引を行うこと」とは、「顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいう」ところ、これまで支払手段を発行して資金移動の仕組みを構築する者は、為替取引の提供者と考えられてきた。一方で支払手段を譲渡するだけでは、為替取引の提供には該当しない（旅行小切手の販売／前払式支払手段の譲渡等）。暗号資産や電子決済手段を発行する場合に、為替取引の規制に服するか否かの帰結は分かれている。その上、支払手段の発行者が意図しないにもかかわらず、他者が発行する支払手段を用いて資金移動を行うケースや、支払手段の取引を仲介するケースも出てきている。いかなる場合に「資金を移動する仕組みを利用して資金を移動している」といえるのか、規制対象となるのはどの事業者かという問題が生じうる。こうした支払手段の発行・流通と為替取引との関係について本報告では検討を試みたい。

第三に、決済サービスのうち、収納代行サービスや決済代行サービス、振込代行サービスは従来より銀行以外の事業者によって営まれてきた。裁判例（平成 25 年 7 月 19 日東京高判）において為替取引には該当しないと判示されたものもある。しかし、2021 年の資金決済法の改正では、収納代行サービスのうち一部が為替取引に該当するものとして規制対象となった。また、同改正で新たに創設された第一種資金移動業では、即座に資金移動が完了するようなものも為替取引に該当することを前提に、認可制が採用されている。こうした資金決済法の改正は、為替取引の概念を再考させるものと思料されるが、為替取引の概念の本質は信用の構築にあり、当該本質との関係で再整理が必要である。

参考文献

高橋康文編著『詳説 資金決済に関する法制』商事法務 2010 年

金融取引の多様化を巡る法律問題研究会「金融規制の適用範囲のあり方」金融研究第 36 巻第 2 号 2017 年